

長岡京市職員の収賄容疑による逮捕にかかる
再発防止・改革検討会議報告書

長岡京市

目次

はじめに	1
1 改革の方向性	2
2 改革事項	2
(1) 組織体制面での改革	2
① 上下水道部内の執行体制と相互チェック機能	
② 各部局内での服務規律	
③ 人事配置と人事ローテーション	
④ 契約担当課、検査指導担当課等のチェック機能	
⑤ 工事の施工管理	
(2) 工事発注・契約制度面での改革	4
① 業者選定の基準	
② 入札制度の運用・改善	
③ 施工業者への要請	
④ 業者に対する競争入札等参加資格停止の措置	
⑤ 契約手続き	
(3) 人事管理と職務倫理面での改革	5
① 職場における人事管理	
② 職務倫理保持と法令遵守意識の徹底	

はじめに

長岡京市の元上下水道部水道施設課課長補佐（以下「課長補佐」という。）が水道施設工事の入札等に当たって便宜を図った見返りに業者側から賄賂を受け取った容疑で平成27年12月7日に逮捕され、同年12月28日に起訴された事件について、平成28年10月28日、収賄罪で懲役1年（執行猶予3年）、追徴金20万円の判決が言い渡されました。

この事件は、「課長補佐が、機動建設工業（株）PC事業部次長から、平成26年度に実施した北第2配水池補修工事の落札及び監督について、入札参加業者の情報を提供するとともに建設業法に基づき常駐させなければならない監理技術者が工事現場に常駐していないのを黙認するという有利な取り計らいを受けたことや、今後も同工事や長岡京市が発注する工事について有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら現金20万円の供与を受け、自己の職務に関し賄賂を収受した」というものです。

これは、市民福祉の向上と地域の振興・発展のために働く市職員として決してあってはならない行為であるとともに、本市組織における管理監督責任のあり方が問われるものです。こうした不祥事が発生し、市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけするとともに、市政に対する信頼を損なうこととなりましたことを、深くお詫び申し上げます。

この事件の発生を受けて、本市では「長岡京市職員の収賄容疑による逮捕についての調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置して、事件の詳しい内容や発生の原因・背景などについて調査を行い、その調査結果を平成28年11月24日に発表しました。

また、このような事件を二度と起こさないために、「長岡京市職員の収賄容疑による逮捕にかかる再発防止・改革検討会議」（以下「改革検討会議」という。）を設置し、外部有識者の方の御意見や御提案をいただきながら、再発防止のための改善・改革策の検討を行ってまいりましたが、その検討結果を報告書として取りまとめました。

今後、この報告書で取りまとめた改善・改革策の早急な実施に向けて最大限の努力をしていくとともに、失われた信頼を回復するために職員が一丸となって公平・公正な市政運営に全力で取り組んでまいります。

平成29年2月

長岡京市職員の収賄容疑による逮捕にかかる再発防止・改革検討会議

座長・市長 中小路 健吾

1 改革の方向性

本市では、平成15年に発覚した水道原水検査結果の虚偽報告問題や平成17年度に発生した元土木課職員による収賄等事件など、過去に発生した職員の不祥事の反省から、土木建築工事などの発注等に当たっては、工事担当課、契約担当課、検査指導担当課及び長岡京市建設工事等請負業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）による二重、三重のチェックが働く体制の整備や、電子入札制度の導入、指名競争入札からより透明性の高い公募型指名競争入札を中心とした方式への変更、一般競争入札の対象範囲の拡大など、様々な組織体制や制度の改善策を講じてきました。また、長岡京市における法令遵守の推進に関する条例の制定や、市民や職員からの相談や公益通報などに対応する法令遵守マネージャーの配置、きめ細かな倫理・法令遵守研修の実施など、職員の職務倫理の保持の徹底や法令遵守意識の向上を図るための取組を積み重ねてきました。

しかし、こうした中で今回の事件が発生したことは大変残念なことです。そこには、様々な体制や制度を整えながら一部にその機能を十分に生かし切れなかったところがあったこと、複雑・多様化する行政課題への対応などに追われる中で職員同士の情報共有が十分でない部分があったこと、過去に発生した不祥事の記憶が薄れつつあったことなどの問題がありました。

このため、改革検討会議では、再発防止に向けて改善・改革を行っていかねばならない事項について、調査委員会の調査結果を踏まえながら、組織体制、工事発注・契約制度、人事管理と職務倫理の3つの面から、市の組織体制や工事の発注・契約システムについて更に強化しなければならないところはないか、職員の職務倫理や法令遵守意識を維持・向上させるために更に取り組まなければならないことはないかといった視点で検討を行い、次のとおり改善・改革策をまとめました。

今後、これまで実施してきた改革の取組を更に進めるとともに、今回取りまとめた改善・改革策について、速やかに実行していきます。また、このほかにも改善や強化する必要が生じたものについては随時実施していきます。

2 改革事項

(1) 組織体制面での改革

① 上下水道部内の執行体制と相互チェック機能

<内容>

- ・市長を管理者とする執行体制を整備し、重要案件については、副市長の合議とするなど幅広いチェック機能を確保する。
- ・次長兼務となっている水道技術管理者を単独設置に改める。同技術管理者は水道事業における技術部門を統括するとともに、水道技術職員の技術力向上と業務の適正執行を指導することにより、執行体制とチェック機能を強化する。
- ・下水道工事を含む土木工事全般に渡る職員技術力の向上や土木技術者間の技術

交流を図るため、建設交通部と併任する体制で技術顧問的な職を設置し、技術職員全体の指導体制を強化する。

- ・管理監督職員を中心として、職員一人一人が課内の予算や業務の適正執行について相互確認を行うとともに、決裁の合議先である総務課においても複数人でのチェックを徹底する。
- ・管理監督職員が率先し、職種を超えて意見を交わし指摘し合える職場づくりを進める。そのため、管理監督職員のミーティングを定期的に行い、業務執行管理や職員指導についての情報を共有するなど指導体制の強化と管理監督職員の資質向上を図る。
- ・職員が共通して保有する「業務標準」となる「技術マニュアル（仮称）」を作成する。
- ・定期的に技術研修を行うなど、ベテラン職員から若手職員に技術継承が確実に行えるよう環境整備をするとともに、年齢構成を見据えた人員配置などを行うことで執行体制の強化を図る。

② 各部局内での服務規律

<内容>

- ・業者側と打ち合わせ等を行う場合は、複数の職員で対応することを徹底する。
- ・業者側との打ち合わせ内容や確認事項について、簡易日誌や日報を作成して上司に報告することを徹底する。特に、業務内容の変更や新たな指示等の重要事項については、工事打合簿の作成を徹底する。
- ・各所属において、事務分担表を作成し、正・副担当者を決め、担当業務の円滑な執行に向けて両者が相互に確認と支援を行うことを徹底する。
- ・職員が、自身の倫理観や職務執行状況について定期的にリスク管理チェックシート等を用いて自己診断・自己点検し、職務に対する責任が果たしているのか確認するセルフチェックシステムを導入する。
- ・各所属長をリスク管理責任者として位置付け、同管理責任者はリスク管理チェックシートに基づいて定期的に職員と面談を行い、業務執行状況が適正であるか把握しながら業務が円滑に進むよう必要な対策を講じていく。

③ 人事配置と人事ローテーション

<内容>

- ・各部局間の人事交流を積極的に行う。
- ・同一職場に長期に在職したり、同一業務を長期に担当したりすることのないような人事配置、人事ローテーションを行う。
- ・特別の事情がある場合を除き、同一所属には概ね5年を超えて配置しないようにする。水道事業においては、同一業務を長期に担当することのないよう配慮

しながら、法令で定める「水道の布設工事監督者」の資格を有する職員の計画的な育成に努める。

- ・職員の技術力向上を図るため、他の自治体に研修派遣する。

④ 契約担当課、検査指導担当課等のチェック機能

<内容>

- ・契約担当課長を業者選定委員会の構成員に含めず、入札公告時の施工実績要件設定等の工事担当課との調整に契約担当課長が関わることにより、契約担当課のチェック機能を強化する。
- ・検査指導担当課（水道事業の場合は水道技術管理者）において、中間検査や完成検査などの計画的な検査に加え、工事の進捗状況や施工体制等の確認検査を随時実施し、工事担当課に対するチェック機能を強化する。
- ・OJT、Off-JT などを通じて契約担当課職員、検査指導担当課職員の能力を更に高め、チェック機能を強化する。
- ・業者選定委員会の構成員の更なる研鑽により、審査機能を強化する。

⑤ 工事の施工管理

<内容>

- ・総括監督員、主任監督員、監督員の三層の監督員制度の趣旨を徹底するとともに、監督員等が相互に連携や情報共有を図ることを徹底する。
- ・管理職員が積極的に現場に赴き、工事の進捗状況の確認や適正執行の指導を行う。

(2) 工事発注・契約制度面での改革

① 業者選定の基準

<内容>

- ・長岡京市競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準の点検、見直しを適宜行い、工事の品質確保とのバランスを考慮しながら、より競争性の高い基準を設定する。
- ・競争性をより高めるため、競争入札等参加資格審査申請について、2年に一度の定期申請外の年度に補充申請を実施し、多くの業者に登録してもらえる環境を整備する。

② 入札制度の運用・改善

<内容>

- ・長岡京市契約規則等の点検、見直しを適宜行い、より公平・公正性、透明性の高い入札制度とする。

- ・ 予定価格に関する情報収集や情報漏えい等の行為を防止するため、競争入札に係る予定価格の事前公表について、継続して実施する。
- ・ 建設工事関係の入札に関しては、すべて電子入札を導入し、応札者や入札額は開札までの守秘が図られ、競争性も確保されていることから、電子入札の際の「一者応札でも成立」扱いについては継続して実施する。
- ・ 「入札情報等管理指針（仮称）」を作成し、入札情報等の管理の徹底を図る。

③ 施工業者への要請

<内容>

- ・ 契約締結の際、請負業者等に対して、役員や従業員に法令や社会的規範に則った行動を徹底するよう求める。
- ・ 市職員の違法行為等を見つけた場合に通報する公益通報制度の趣旨を周知し、当該行為を見つけた場合の通報の徹底を求める。

④ 業者に対する競争入札等参加資格停止の措置

<内容>

- ・ 長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱の点検、見直しを行い、指名停止措置の基準を強化する。
- ・ 指名停止を行った事業者について、契約担当課での閲覧に加え、市のホームページでも公表する。

⑤ 契約手続き

<内容>

- ・ 契約に関する全庁的な研修会や各所属での勉強会を実施し、適正な契約手続きの徹底を図る。
- ・ 契約担当課（上下水道部では総務課）では、点検項目リストを用いるなど、チェック機能を強化し、適正な契約事務の執行を図る。
- ・ 工事に係る入札・契約手続きに関しては、計画的で適正かつ円滑な業務執行ができるよう早期発注に努める。

(3) 人事管理と職務倫理面での改革

① 職場における人事管理

<内容>

- ・ 所属ごとに朝礼や始業時打合せ会議などを実施し、各職員が日々の業務内容について情報共有することを徹底する。
- ・ 管理監督職員が中心となって、定期的な課内・係内会議を実施するなど、職員同士が意見を言い合える組織風土（職場の雰囲気）を醸成していく。

- ・積極的傾聴やオープンクエストなどの手法により、個々の職員の知識や能力を導き出し、その知識や能力を積極的に生かすことで意見を言い合える環境づくりを進める。
- ・管理職員は、所属職員の勤務態度や生活上の「気がかりな現象」を把握しながら、日常的な業務の進捗点検などを行い、適切な助言や指導を行うよう徹底を図る。
- ・部局内の連携、連絡が円滑にできるよう、同一部局の所属が近接するような執務室の配置について工夫する。
- ・部局ごとに、職員同士が気軽に職務に関する情報交換や意見交換を行うことができるフリーでオープンなスペースの確保を検討する。
- ・全庁的に共通して使用する業者との打合せスペースの確保を検討する。

② 職務倫理保持と法令遵守意識の徹底

<内容>

- ・今回の事件の調査委員会報告書を全職員に周知し、適正な業務執行や倫理研修等の「教材」として活用する。
- ・職位や職種ごとにケーススタディ等の手法を取り入れた研修を実施するとともに、部局ごとの研修を年1回以上行うなど、より効果的できめ細やかな倫理研修や法令遵守研修を実施する。
- ・職員が市役所内部での不正・不法行為などを見つけた場合に通報する公益通報制度について周知、徹底を図る。
- ・職員倫理条例の趣旨と内容を周知、徹底する。